

令和8年度 学童保育所料金減免・助成申請について

◆ 対 象 者：

- ① 昨年の収入に対する所得税が非課税(廃止年少扶養控除を考慮したもの)の世帯
- ② 同時に複数の児童を学童保育所に入所させている世帯

◆ 申請方法：

【①の申請の場合】

減免・助成希望者は申請書の提出が必要です。

(提出書類)

- ・学童保育所利用料金助成申請書兼委任書

※ 保育児童課窓口もしくは、太宰府市ホームページにて配布しております。

- ・令和8年度課税証明書及び源泉徴収票・確定申告書の写し

※ 令和8年1月1日時点で市外に住民票がある世帯員だけです。

【②の申請の場合】

入所申込時の「入所申請書 兼 児童台帳」の利用料金助成申請欄にチェックしている場合は申請書の提出は不要です。

- ◆ 提 出 先：太宰府市役所保育児童課 13番窓口(郵送可)

- ◆ 助成時期：当該年度の入所期間

※ 前年度に減免制度の適用を受けられていた方についても、申請は毎年度必要です。

※ 提出書類に不備等がある場合は、減免・助成の認定が遅くなる場合がございます。その際は、減免・助成が認定されるまで通常保育料をお支払いいただくことになりますので、ご了承ください。

〒818-0198

太宰府市観世音寺1丁目1番1号

太宰府市役所 健康福祉部 保育児童課

TEL092-921-2121